

21宗教子第3/3号
平成21年6月11日

学童保育所指定管理者
宗像市学童保育連合会 理事長 殿

宗像市教育委員会

教育長 城月 カヨ子
(子ども課子ども育成係)



学童保育所事業における指摘事項について（通知）

宗像市学童保育所の管理に係る基本協定書第16条第1項に基づき、平成21年4月2日に立ち入り調査を行なったところ、運営上不明な点がありますので、同条第2項に基づき、管理業務の実施状況及び管理業務に係る管理経費等の收支状況等について、別紙の項目に対する説明を求めます。

つきましては、平成21年6月30日（火）までに各項目について回答して下さい。

平成21年6月11日

宗像市学童保育所の管理に係る基本協定書第16条第2項に基づく説明要求事項

1. 労務管理について

① 学童保育所ごとの勤務体制の確認について

- ・勤務台帳はあるが、学童保育所ごとの勤務の実態が把握しづらい。

② 補助指導員の勤務時間について

- ・6時間以上の勤務で、休憩時間を与えずに勤務させており、労働基準法に反する。

2. 会計処理について

① 金銭の流れが把握できない

- ・平成20年度会計のスタート時における繰越金を説明できない。
- ・通帳及び手持ち現金で会計処理していたが、その金銭の流れの説明ができない。
- ・通帳の金銭の出し入れについて、途中2件を抜き出して、金銭の流れの説明を求めてできない。
- ・平成20年度決算時における予備費を、通帳残高等から算出できない。

② 現金の取扱いに問題がある

- ・現金による利用料金納入の取扱いについて、日別・個別明細の集計表が整備されていない。
- ・集めた現金を口座に入金せず、手元に残したお金から必要に応じて支出している。
- ・現金が計算上、常時200万以上、時には800万を超えることが想定される。
- ・チェック当時の手持ち現金の状況が説明できない。

※上記のように、極めてずさんな管理が行われている。

③ 通帳に予算外の金額が含まれている

- ・保険代やバスハイクのバス代、連絡帳代など、実費を徴収した金額の一部が、予算書にないにも関わらず、通帳に入金されている。
- ・学童まつり、子どもまつりは、收支がリンクしていないので、金銭の流れがわからない。

④ 領収書が存在しない

- ・チェック当時、補助指導員へ賃金を支払っているにも関わらず、領収書が不明瞭である。
- ・補助指導員の賃金は総額で3,800万円近くにものぼり、領収書を取得しないことは非常識である。
- ・他の物品購入等のチェックについても、確認されているのか。

⑤ その他

- ・このような状況の中で、監査が完了していることは大きな問題である。
- ・危機管理への対応において、保護者の経営への参加の是非。